

居宅介護支援の運営基準減算について

別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の**100分の50に相当する単位数を算定**する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、**所定単位数は算定しない**。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合〔老企第36号第3の6〕

「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」については、大臣基準告示第八十二号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長(特別区の区長を含む。以下この第3〔居宅介護支援費に関する事項〕において同じ。)は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・ 利用者は**複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること**
- ・ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の**選定理由の説明を求めることができること**
- ・ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下(1)において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に**同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合**

について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(2) 居宅サービス計画の**新規作成及びその変更**に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が、**利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合**には、当該居宅サービス計画に係る月(以下「当該月」という。)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ② 当該事業所の介護支援専門員が、**サービス担当者会議の開催等を行っていない場合**(やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。)には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ③ 当該事業所の介護支援専門員が、**居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合**には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(3) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、**サービス担当者会議等を行っていないとき**には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ① **居宅サービス計画を新規に作成した場合**
- ② **要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合**
- ③ **要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合**

(4) 居宅サービス計画の作成後、**居宅サービス計画の実施状況の把握**(以下「モニタリング」という。)に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

- ① 当該事業所の介護支援専門員が**1月に利用者の居宅を訪問し、利用者**に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ② 当該事業所の介護支援専門員が**モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合**には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。